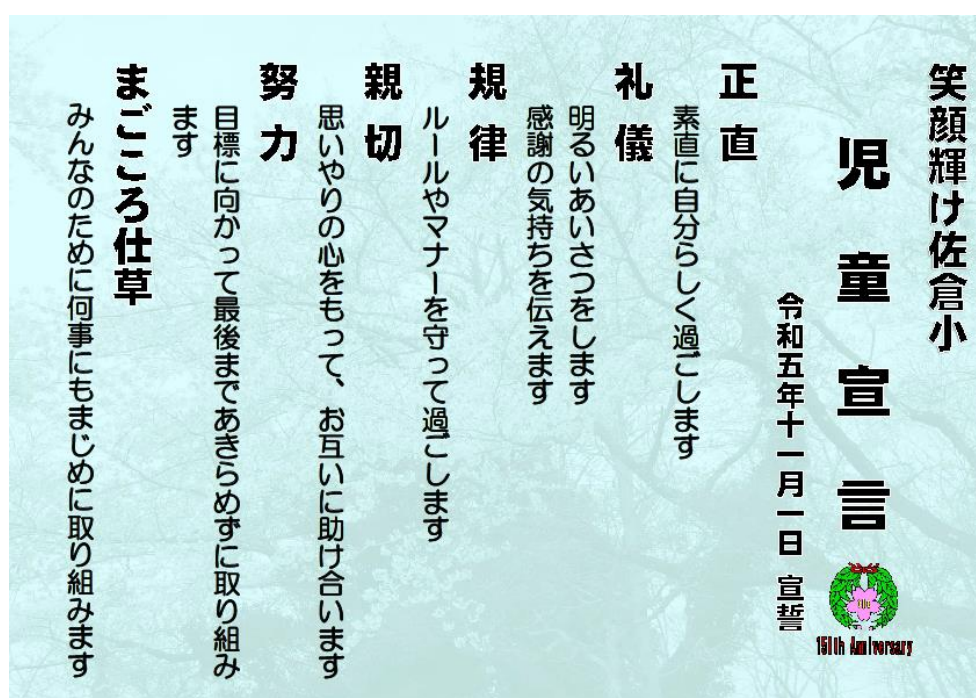


# 佐倉小学校 いじめ防止基本方針



令和6年4月1日  
佐倉市立佐倉小学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題のひとつであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り巻く大人一人一人が、

「いじめは、絶対に許されない」  
「いじめは、卑怯な行為である」  
「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得る」

との認識をもつことが大切です。

それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識をもって、いじめ問題に対峙することも大切です。

いじめは、すべての児童に関わる問題です。

いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

佐倉小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって連携を取り合い、「いじめ」を許さない学校づくりに邁進いたします。「暴力や暴言をなくしていく」という信念のもと、学校全体で共通理解、共通行動をとっていきます。

また、いじめは子供のみならず、人間一人一人の心の弱さに起因しています。現代社会がストレス社会といわれるように、子供から大人まで、多様な価値をもつ情報化の中で、人間としての「生きる」意味を見失い、ある一瞬の情報によって生き方そのものを左右してしまうような現実があります。したがって、このような時代にこそ、日本人としての自覚と誇りをもたせるような、不易な価値に基づいた教育が必要です。

先人が残された歴史や古典には、多くの生きるための価値があり、私たち日本人の生活にも習慣として取り入れられています。これらの日本人としての「生きる」価値を学ぶことは、人間本来の「善」に気付き、一人一人の生き方を考えさせる契機ともなります。「温故知新」といわれるように、過去を否定しては新しい価値を生み出すことはできません。先人の教えや生き方を学ぶ「佐倉学」などをおして、日本人らしい道徳観に立ち返り、卑怯な振る舞いのない子供たちを育ててまいります。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

### 3 いじめの態様

- (1) 蹴る、殴る、叩く、強く握る、小突く、壁に押し付ける、背中に乗るなどの身体的苦痛を与える暴力行為
- (2) 仲間はずれや集団による無視、冷やかしかからかい、脅し、いやがらせなどの悪意ある言動や行動が複数回に渡って行われ、精神的苦痛を与える行為
- (3) 危険なこと、恥ずかしいことなどを強要され、本人の意思を無視して行われる精神的苦痛を与える行為
- (4) 本人の意思に反して、金銭や私物を奪われる、隠される、壊されるなどの損害を与えるとともに、精神的苦痛を与える行為
- (5) パソコンやスマートフォン、タブレット等の情報端末やゲーム機器のメール機能等を用いて、悪口を書かれる、画像を撮られる、個人情報が無断で掲載される、不特定多数に個人情報を送信されるなどの精神的苦痛を与える行為。

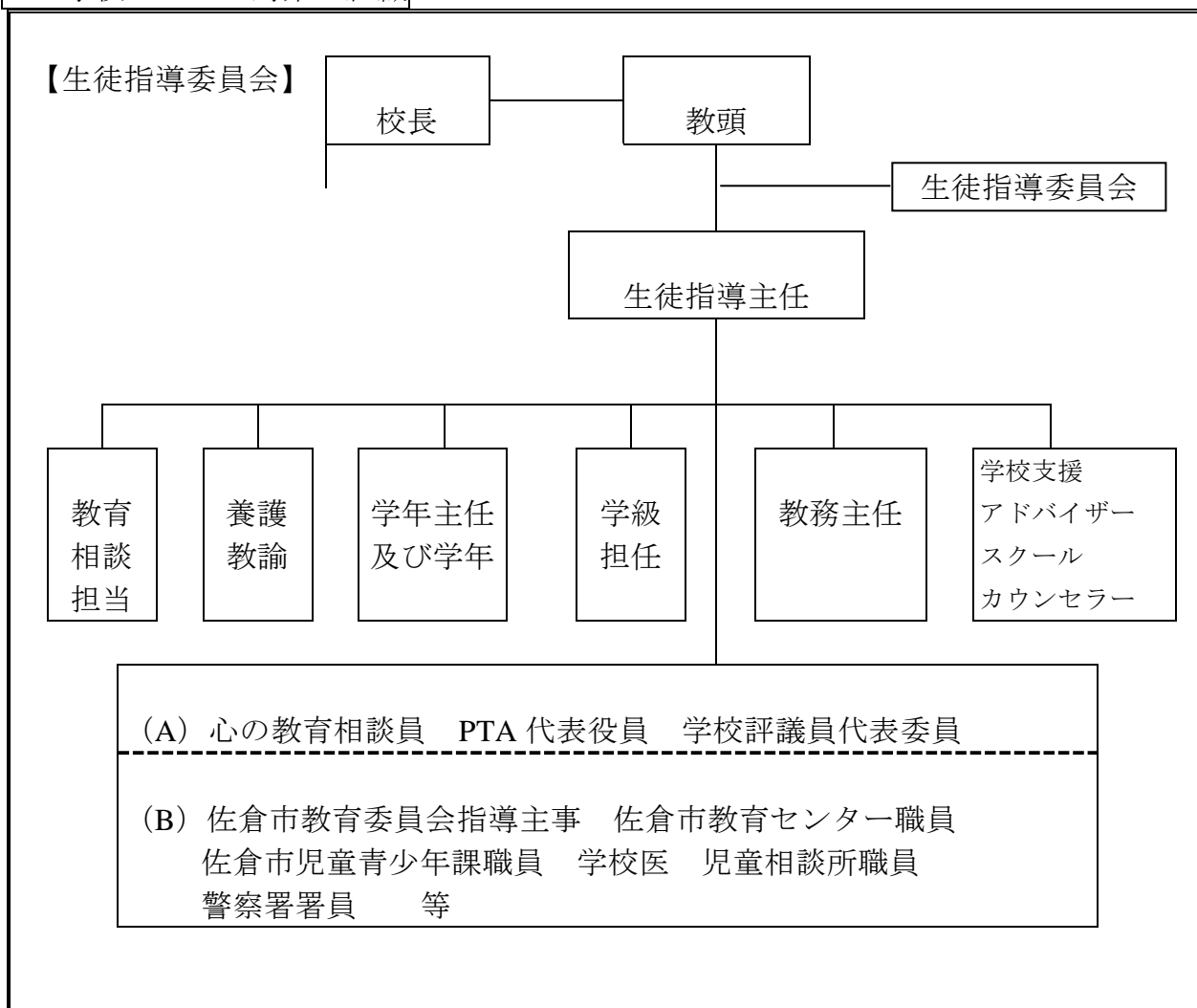
いじめの態様は、様々なものが考えられますが、「いじめ撲滅」のためには、簡単な説諭で終了してはならないと考えています。いじめが発見された場合は、内容が軽微なものであっても、学校組織として対応することが求められます。

そのため、暴力行為に対しては、身体的な痕跡の有無に関わらず事実確認を行い、被害の状況に応じて警察や児童相談所等の外部機関と連携して対応にあたるものとしません。

また、精神的苦痛を与える行為に対しても、訴えに基づき事実確認を行い、状況に応じて福祉や医療機関等の外部機関と連携して対応にあたるものとします。

外見的にはけんかやふざけあいに見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極めることが大切だと考えます。まして、教職員の不適切な発言（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰により、いじめを助長するということが絶対に起きないようにするためにも、複数の目で見えて対応にあたっていくことを基本にしてまいります。

#### 4 学校のいじめ対策の組織



#### (1) いじめ対策委員会

##### ① 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任  
 学年主任 教育相談担当 養護教諭 各学年生徒指導担当者  
 学校支援アドバイザー スクールカウンセラー

##### ②年3回開催（6月・10月・2月）

※ 2月には、(A)の職員の参加も要請し、一年間のいじめ状況を報告する。

- ・学校いじめ基本方針の策定
- ・具体的な年間計画の策定と改訂
- ・いじめの相談及び通報窓口
- ・学校のいじめ防止対策の確認

#### (2) 生徒指導報告会

- ①全職員が参加
- ②週1回開催
- ③いじめの疑いに関する情報収集・共有

- ④児童の問題行動に関する情報収集・共有
- ⑤次週の重点指導事項の確認
- (3) いじめに関わる緊急委員会

①構成員

校長          教頭          教務主任          生徒指導主任  
 学年主任      学級担任      教育相談担当教諭      養護教諭  
 スクールカウンセラー

必要に応じて、(A) 及び (B) 職員等

- ②いじめ情報があった場合に緊急招集する
- ③情報の収集と記録
- ④具体的な対応策と情報の共有
- ⑤対策の具体的な指示
- ⑥関係機関との連携
- ⑦保護者やマスコミ対応 等の協議

**5 いじめを起こさせないための未然防止策**

「いじめを起こさせない」という言葉を単なるスローガンにしてはなりません。これまでも各学校では、「いじめゼロ宣言」などのスローガンを掲げてきましたが、思ったほどの効果はありませんでした。それだけ「いじめ」の芽は、子供たちの日常の中に多く潜んでおり、様々なことをきっかけとして、広く蔓延してきたからです。

例をあげれば、子供たちも使うようになったスマートフォンや携帯電話のLINE等のアプリケーションです。親にとって、都合のよい便利な子供との連絡手段であり、居場所の確認手段であったものが、今や子供同士のメールのやり取りのための道具となっており、そこから個人情報拡散するといった被害が跡を絶ちません。公の場では、「いじめは許さない」と言っている子供が、私の場では、いじめの加害者や被害者になっている現実があります。幼いといえどそれまでですが、現実には直面したとき自分の行った行為が「いじめ」につながっていると認識できていない子供もいます。善悪の判断がつかない現実があります。

これからは、より実効的な対策を講じ、子供たちのいじめに関する認識を高め、心の変容を図っていかねばならないと考えています。そのためには、継続的に子供たちの人権意識の高揚に努めていくことが、より一層求められています。

(1) 授業をとおして

毎日の授業は、子供たちが「公」の場を学ぶ大切な機会です。私語が多かったり、私的な感情で授業に臨んだりすると、活動が停滞します。授業に入る前には、学級での約束を確認することが必要です。そして、授業は教師が創るものではなく、子供と教師が一体となって創り上げるものだという共通の認識が求められます。そして、その上で、次の観点に基づいて指導していきます。

- ① 児童に自己決定の場を与える授業
- ② 児童に自己存在感を与える授業
- ③ 共感的人間関係を育成する授業

自分の考えや意見をもち、それが友達や教師から認められたとき、意欲が喚起されます。また、同時に自分の存在感を実感することができます。逆に、どんなに頑張ってもだれからも認められず、自分の意見も取り上げられることなく授業が終わってしまえば、子供たちの意欲を高めることはできません。共感的人間関係も同様です。共感するためには、相手の意見をよく聴き、理解し肯定的に捉えることが必要です。教師は、一問一答式の授業に陥ることなく、学級全体で討議し考えを深めたり、少人数グループ学習を推奨したり、多くの意見を取り上げるなどの創意工夫を重ねることで、よりよい授業改善に努め、いじめを防ぐ楽しい授業に取り組みます。

## (2) 道徳教育の充実

道徳教育は、道徳科の時間で行われるだけでなく、学校の教育活動全体をとおして行わなければなりません。そのためには、学校の教職員・児童が一体となった理解が求められます。

本校では、道徳科の実践化を図る場として「まごころしぐさ」の奨励と「児童心得」の約束を行っていました。「まごころしぐさ」とは、本校の校訓である「まごころ」を具体的に行動化しようとする試みで、子供同士の人間関係を円滑に進めるための方法です。「児童心得」は、本校の前身である佐倉尋常高等小学校で大正4年に制定された児童に与えた約束事です。現代のような多様な価値観が存在する生活の中で、学校の伝統的なきまりとして、10年前に改訂されました。創立150周年を迎えたことを機に、伝統や文化に関する教育の充実に向けて、児童心得に唱われている「正直・礼儀・規律・親切・辛抱・まごころ仕草」をキーワードとして継承し、令和5年11月1日の創立記念日に在籍した児童により「児童宣言」が宣誓されました。これも子供たちの規範意識や道徳観を養う上で効果的な方法だと考えています。

最後に、道徳教育の核となる「道徳科の時間」については、佐倉学を積極的に取り入れ、「先人から学ぶ」ことを大切にして、佐倉の先覚者を積極的に学ぶ道徳教育を推進していきます。また、道徳科の時間で学習した大切な価値を「まごころしぐさ」などとおして実践できるよう子供たちを励まし、適正な評価に努めます。

いじめや人権については、より具体的な教材（動画視聴等）を基に「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」「いじめはみんなの責任」という観点で指導するとともに、「お互い様」の意識を高め、一人一人に伝統的な人権意識を高めます。

具体的には、

- ・ 1年生 … 児童宣言をとおして、まごころある姿勢を学ばせ、佐倉小学校の児童としての「形」を整えます。
- ・ 2年生 … 児童宣言をとおして、学んだ姿勢を保てるように励まし、「お互い様」の意識を高めます。
- ・ 3年生 … 児童宣言を実践の中核になるように励まし、挨拶や返事、姿勢が学校の「模範」となるように意識を高めます。
- ・ 4年生 … 高学年として、下級生に対する振る舞いができるように励まし、いじめ問題に積極的な「発言」ができるように意識を高めます。

- ・ 5年生 … 常に学校のリーダーであることを意識させ、児童宣言の実践リーダーとして、学校全体のいじめ「防止」に取り組む意識を高めます。
- ・ 6年生 … 最高学年として教職員と連携して学校の秩序づくりに取り組み、いじめ防止と歴史と伝統ある佐倉小学校の継承者としての意識を高めます。

### (3) 体験学習の充実

体験活動は、体験することが目的ではなく、体験をとおして何を学ぶかが重要です。

学校では、入学式や卒業式などの儀式的行事、音楽集会や作品展などの文化的行事、運動会やマラソン週間などの体育的行事の他にも、校外学習、部活動（陸上・合唱）、対外的なコンクールや発表会・競技会など、たくさんの体験的な行事が行われています。これらの行事は、子供たちにとって日常の学習を離れ、自分の能力を最大限に発揮できる場でもあります。しかしながら、体験することのみが目的化すれば、ややもすると独善的になり、場の雰囲気や礼儀、社会一般の常識的なマナーやルール等が軽視されることにもつながります。また、過度の競争意識や勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発するというようになってしまっただけでは本末転倒です。したがって、体験学習は、その体験をとおして、学校生活で学んだ知識や道德観を実践する場でなければなりません。そして、それを踏まえた上での達成感や感動、人間関係を深める体験活動を計画し実施していきたいと考えています。

具体的には、

- ・ 1年生 … 小学生としての自覚の基に、基本的なルールを守り、児童として恥ずかしくない「礼儀」の形を整えます。
- ・ 2年生 … 集団としての行動を意識し、助け合い・譲り合いの心を学び、「お互い様」の意識を高めます。
- ・ 3年生 … 小学生らしい元気な挨拶や返事、姿勢を意識し、体験的な学びをとおして社会との関わりについての意識を高めます。
- ・ 4年生 … 常に周囲に気を配り、協調性を意識した行動を考え、良質な仲間づくりについての意識を高めます。
- ・ 5年生 … 常に学校を代表していることを意識し、社会との深い関わりの中で自分を自己評価し、社会の一員として振舞う意識を高めます。
- ・ 6年生 … 年長者として振る舞い、社会の一員としてどのように行動すればよいかを常に考え、周囲に気を配ることのできる意識を高めます。

### (4) 相談体制の整備

子供たちは日々の家庭生活や学校生活の中で様々な問題に直面していきます。その多くは、子供自身の成長段階の中で、自力で解決していかなければならない問題ですが、場合によっては、いじめにつながるような人権に関する問題や、児童虐待などの家庭環境に関する問題など、自力では解決できない複雑化した問題の当事者になる場合があります。また、精神的・肉体的な表には出しにくい問題を抱える場合もあり、相談体制の充実が重要な課題のひとつとなっています。

そこで、本校では、次の内容で様々な相談に対応していきます。また、児童に対

しては自分や周囲の人間がそうしたいじめにつながるような事態に陥った場合には相談をしたり、関係機関に通報したりできるよう指導していきます。

#### <日常的な相談>

- ・保健室前に相談箱を設置し、いつでも投函し相談することができる準備を整える。
- ・心の教育相談員やスクールカウンセラーの出勤日に、相談室でいつでも相談できる態勢を整える。
- ・保健室での会話の中から、相談が必要な案件かどうか養護教諭が見極め、必要に応じて個別相談を行う。
- ・随時、学級担任との面談をとおして、学級担任の判断で専門的な相談ができる態勢を整える。（その際、学級担任は必ず当該学年主任に報告し、適切な判断かどうかの意見を聞く。）

#### <こころのリフレッシュ週間>

- ・年3回、相談週間を設けて意図的な相談活動を行う。  
第1回 … 6月第1週～第2週にかけて  
第2回 … 10月第2週～第3週にかけて  
第3回 … 2月第1週～第2週にかけて
- ・方法 ① 相談週間までに「こころのアンケート」を実施する。  
② アンケートを基に、児童個々と5分程度の面談を行う。  
③ 実施結果を教育相談部及び管理職に提出する。  
④ 実施内容については、保護者に報告する。

#### <緊急時の相談>

- ・いじめ等の深刻であり緊急性を要する相談は、「いじめに関わる緊急委員会」を招集し、外部委員・専門職員・管理職を含めた態勢を整える。
- ・その他、学校以外のいじめの相談・通報窓口である、「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）や「子どもの人権110番」（0120-007-110）などの機関についても周知を行う。

#### （5）児童会を中心にした取り組み

児童会は、本来子供たちの自治活動を促す取り組みであり、子供たち自身の自主的活動が主体とならなければなりません。本校でも児童宣言とともに、挨拶運動や清掃活動などの啓発活動などを行っています。

いじめ問題は、児童会の単なるスローガンや取り組みでは、表面的な問題にしか対応できず、効果的な力が発揮できるとは思えません。しかし、子供たちの「善なる心」に訴えかけることはできます。そこで、本校では、従来から行ってきた「生活環境の整備」や「生活習慣」を整える活動を主に担いつつ、児童一人一人の心に響く活動を展開していきます。それは、落ち着いたある学校生活を送るための啓発活動につながります。

特に本校の特色でもある「笑顔輝け佐倉小 児童宣言」は、子供たちの細かな日常生活を考えさせ、諭す力をもっています。先人の智慧を多く学び取り、「いじめ」などの起こらない豊かな感性をもった子供たちを育てたいと考えています。



## (6) インターネット等を介した「いじめ」に対する対策

パソコンやスマートフォン、タブレット等の情報端末の急速な普及に伴い、インターネット等を介した様々なトラブルが報告されています。インターネットは、子供にとって有益な情報だけが取得できる訳ではなく、有害な情報も簡単に取り入れることができます。また、様々なアプリの開発により、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや誹謗中傷・いじめにつながってしまうという事態も多く耳にするようになってきました。日本社会だけでなく世界規模で多様な価値観が氾濫している状況を考えると、まだ明確な判断基準をもたない小学生にとっては、適正な規制を行うことが望ましいと考えます。また、これを学校単独で予防することは、限りなく不可能に近く、社会全体で取り組まなければならない重要課題でもあります。

そのために、本校では、次の取り組みを行うとともに、保護者への啓発に努めていきます。

- ① コンピュータ等の指導をとおして、インターネットの有効な活用の仕方、問題点を指摘し、子供たちに正しい情報を与え、啓発に努めます。
- ② 教育ミニ集会等を活用して積極的に講師を招聘し、インターネット等によるトラブルの事例や正しい情報を紹介するなど、保護者に対しても啓発を進めます。
- ③ 学校に私物の携帯電話等のもち込みをする場合は、届け出を学校に提出し、保管は職員室にて行います。校内での使用は原則禁止とします。
- ④ 生徒指導上、悪質な事案については、警察や児童相談所などの機関に相談し適切に対応していきます。

## (7) 保護者への啓発活動

いじめに関する問題は、マスコミ等の報道もあり保護者の意識もかなり高いものがあります。親として「わが子が学校でいじめられていないか？」という心配は、小学校入学直後から一番の懸念であることは、学校教職員として十分認識しなければなりません。しかし、一方、いじめの被害者ばかりではなく加害者、または傍観者になる可能性も指摘しておく必要があります。いじめ問題は、子供個々の問題ではなく、当該学級・学年・学校の問題だという認識が必要です。解決には、当事者ばかりでなくそれを取り巻く周囲の意識の向上が欠かせません。そのためには、「正義を通す」信念の強さが一人一人に求められています。

これは、保護者も同様であり、家庭で十分に子供を慈しみ、愛情をかけて養育していく中で、子供の変化に気付いていただきたいと思います。子供は、学校で見せる顔と家庭で見せる顔は自ずと異なります。学校の顔は「公」の顔であり、集団の中の一員としての姿です。しかし、家庭に帰れば一人の愛すべきわが子であり、かけがえのない家族です。子供が「私」の姿に戻り、子供らしく振舞う姿に一喜一憂することと思いますが、子供自身が一人で解決できずに悩んでいるような場合は、遠慮なく学校の相談機関を利用されるよう、保護者への啓発に努めてまいります。

また、いじめに関わらず子供の成長や思春期等の発達に関わる内容についても、PTA活動や教育ミニ集会、家庭教育学級等でのテーマとし、保護者に向けて情報を発信していきます。

## 6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題の早期解決のためには、いじめを早期に発見することが重要となります。すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやいたずら、ふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。気付いて咎めると、「遊んでいただけ」とか「ふざけていただけ」というように、子供であることを強調してその場を回避しようとしみます。些細な兆候であっても、早い段階から関わりをもち、「いじめの可能性がある」という認識の基に対応していく必要があります。

また、いじめであることが明らかになった場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、組織的に対応していかなければなりません。「遊び」や「ふざけ」であっても、「人を貶めるような行為はけっして許さない」という態度で指導に臨みます。

### (1) 事実の確認

いじめは、「いつでも、どこでも、どんな場所でも、どんなに指導しても起こる」ことを常に意識して、指導していきます。

- いじめの情報に敏感に反応し、対応します。
  - ・日常的に子供の行動を注意深く見守り、表情、言葉遣い、態度、友達関係などに気を配ります。
  - ・子供の使用するノートなどから、普段と異なる信号を素早くキャッチします。
  - ・子供や保護者、地域の方からの情報を大切にしてお対応します。
  - ・教職員同士の連携を密にして、情報を共有しあいます。
- 事実の確認を正確に行います。
  - ・週1回、学年会等でいじめ調査を行い、生徒指導主任に報告する。
  - ・いじめの情報を確認したら、即日校長に報告するとともに、生徒指導部会を中心に、複数の教員で組織的に対応します。
  - ・当該児童、関わった児童、すべての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
  - ・把握した具体的な情報を詳しく整理して記録します。
  - ・確認したことを基に、事実を確定します。
- 指導方針を決定します。
  - ・いじめの状況、子供の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、「いじめに関わる緊急委員会」等で指導方針を迅速に検討します。
  - ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童，保護者への支援

- 事実関係を確実に伝えます。
  - ・事実確認で把握した状況を，家庭訪問や電話を通して丁寧に説明します。
  - ・学校の指導方針及び指導してきた過程を説明し解決に向けて協力を依頼します。
  - ・状況に応じて，スクールカウンセラーや心の教育相談員などの専門性を活用して指導にあたります。
- いかなる理由があっても，いじめられた子供を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。
  - ・「いじめを絶対に許さない」「解決するまで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し，できる限りの不安を取り除きます。
  - ・複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。
  - ・いじめられた児童にとって信頼できる人（優しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い，支える体制をつくります。
  - ・必要に応じて，いじめた児童を別室において指導することも考慮します。
  - ・いつでも相談できる体制を整えます。
  - ・常に臨機応変に対応し，当該児童の将来に有効な手立てを講じていきます。

(3) いじめを行った児童への指導

- 行った行為に対しては，毅然とした指導を行います。
  - ・まず，「いじめを行った」ということの実事を認知させます。
  - ・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。
  - ・いじめはその大小に関わらず，他人の人格を傷つけ，生命及び身体を脅かす重大な人権問題であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させます。
  - ・いじめた自覚をもった後に，反省を促し，望ましい解決策を相談します。
  - ・児童間，保護者間で謝罪の場を設定し，相互に正直な気持ちを伝え，今後のよりよい人間関係の構築につながる支援を行います。
  - ・反省が不十分であったり，指導後も繰り返しいじめの行為を行ったりした場合，また，当該いじめが重大な犯罪行為に抵触するような場合は，教育委員会と連携して「出席停止」の措置や児童相談所への通報，警察への被害届けの提出など，毅然とした対応を行います。
- いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考えさせます。
  - ・状況に応じて，スクールカウンセラーや心の教育相談員など，専門性を活用して指導にあたります。
  - ・被害児童の精神的辛さに気付かせ自分が加害者であることの自覚をもたせます。
  - ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら，指導・支援を進めます。
  - ・いじめに至った心情やグループ内での立場などを振り返らせながら，今後の生活や行動について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

- 問題解決に向けて、協力を依頼します。
  - ・事実関係の確認後、迅速に当該児童の保護者に家庭訪問や電話を通し連絡します。
  - ・加害児童同席の下、事実関係の確認を行います。
  - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- 長所を伸ばし、自己肯定感がもてるようにします。
  - ・いじめを行った児童が抱える問題や悩みなど、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した指導を行います。
  - ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。
- 自分の問題に素直に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
  - ・問題を認知しても素直に問題と向き合えない場合は、さらに出席停止などの対応を行い、個別に時間をかけて自分と向き合える時間をつくります。
  - ・必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教育相談員、警察等との連携を図り、毅然とした態度を示すとともに、専門性を生かした指導に努めます。

(5) 継続的な見守り、指導・助言活動

- 表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していきます。
  - ・当該児童の保護者と継続的に連絡を取り合い、当該児童の変容について状況を伝え、継続的に支援します。
  - ・当該児童には、すべての教職員で見守りながら適切な言葉かけを行い、小さな変化も見逃さない配慮を継続します。

(6) 「観衆」や「傍観者」に対する指導

- いじめを加害、被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」として周囲でいじめと知っていながらも見過ごしていた児童に対しても、指導をしていきます。

(7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇することなく、関係機関に通報・相談し、連携の下指導にあたります。
  - ・児童の生命・安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
  - ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにも関わらず、いじめが止まらない場合は、その状況等に応じて関係機関に通報・連絡します。

## 7 重大事態への対処

これまでも全国では、いじめによる犯罪行為に気付くのが遅れたために、被害者が自殺に追い込まれたり、繰り返される暴力によって死に至ったりしたケースがありました。また、多額の金銭を強要されるなどの被害も出ています。このような事態に陥った原因の多くは、学校、家庭による当該児童生徒への関心の薄さが考えられます。このような事態では、被害児童生徒から事前に周囲の大人に対して「SOS」が発信されていると言われてはいますが、気付かない、気付くのが遅れる、気付いても放置するなどの対応の遅れによって、解決を遅らせています。そのことを十分踏まえた上で、教職員が研修を深め、組織として、下記に沿って迅速に対応していきたいと考えています。

※ 重大事態とは、「生命、心身又は財産に（対する）重大な被害（いじめ法第28条第1項第1号）」または、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号）」があることをいいます。

具体的には、

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童が身体に重大な被害を負った場合
- 児童の金品等に重大な被害を被った場合
- 児童が精神性の疾患を発症した場合                   等を想定しています。

### (1) 事実関係を明確にするための調査

- ・重大事態発生時、または児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合、速やかに調査を行います。
- ・調査は、「いじめに関わる緊急委員会」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、次の流れに沿って報告をします。  
発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長  
また、改めて文書により次の内容を報告します。  
(①認知に係る報告書、②調査結果に係る報告書、③事案により事故報告書)
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめの背景となる事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明確にします。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

### (2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

### (3) 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会や警察等の関係機関と連携し、連絡や必要な措置を講じていきます。

8. 年間計画 \*年間計画は、予定が変更になる場合があります。

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	始業式 入学式 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の確認（職員研修）</li> <li>・学校間，学年間の情報交換</li> <li>・いじめに関する共通理解（職員研修）</li> <li>・保護者への「いじめ対策」についての説明</li> <li>・避難訓練をとおした集団づくり</li> </ul>
5月	1年生歓迎週間 運動会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎の行事をとおした人間関係づくり</li> <li>・運動会をとおした人間関係づくり・集団づくり</li> </ul>
6月	命を大切にするキャン ペーン 不審者対応避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期アンケートの実施</li> <li>・各学級でのいじめに関する道徳科の授業の実施</li> <li>・いじめ対策委員会の実施（進行状況の確認）</li> <li>・不審者対応避難訓練をとおした集団づくり</li> </ul>
7月	個人面談 夏季休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談による聞き取り調査</li> <li>・夏季休業前のいじめに関する話し合い活動</li> </ul>
8月	夏季休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（ロールプレイング等を取り入れた具体的 な研修の実施）</li> </ul>
9月	避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練をとおした集団づくり</li> </ul>
10月	1年校外学習 2年校外学習 前期終了・後期開始 3年校外学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生の校外学習をとおした人間関係づくり</li> <li>・2年生の校外学習をとおした人間関係づくり</li> <li>・定期アンケートの実施・定期教育相談</li> <li>・3年生の校外学習をとおした人間関係づくり</li> </ul>
11月	4年校外学習 5年校外学習 マラソン週間 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4年生の校外学習をとおした人間関係づくり</li> <li>・5年生の校外学習をとおした人間関係づくり</li> <li>・マラソン週間をとおした励ましあい活動</li> <li>・避難訓練をとおした集団づくり</li> </ul>
12月	6年修学旅行 人権教育集会 書き初め練習 個人面談 冬季休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生の宿泊学習をとおした人間関係づくり</li> <li>・いじめ0宣言をとおした集団づくり</li> <li>・冬季休業前のいじめに関する話し合い活動</li> <li>・個人面談による聞き取り調査</li> <li>・いじめ対策委員会の実施（進行状況の確認）</li> </ul>
1月	冬季休業日 校内書き初め展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作品展示を通した人間関係づくり</li> </ul>
2月	学校保健委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期アンケートの実施</li> <li>・いじめ対策委員会の実施（1年間のまとめと反省）</li> </ul>
3月	6年生ありがとうの会 保護者会 卒業式 修了式 離任式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生ありがとうの会をとおした人間関係づくり</li> <li>・進級する学年の引継ぎ情報の整理・作成</li> <li>・基本方針の見直し</li> </ul>

## 9. その他

- ・年度末にいじめ問題への取り組みについて評価を行う。
- ・年度の反省を生かし、本基本方針の見直しを図っていく。
- ・本基本方針は学校ホームページに掲載し、広報する。

### 【いじめの共通認識 8か条】

- ① いじめは、いつでも、どこでも起こり得る重大な人権問題と捉える。
- ② いじめに気付いたら、最優先課題として素早く行動し、早期解決を目指す。
- ③ 犯罪行為に対しては、毅然とした態度で臨み、関係機関に躊躇せず通報する。
- ④ 対応は、組織で行い単独行動は厳に慎む。
- ⑤ 被害者、加害者双方に適切なフォローを欠かさない。
- ⑥ 保護者の悩みは、教師の悩みとして捉え、専門的支援を行う。
- ⑦ 常に「卑怯」な振る舞いを許さず、惻隠の情を教える。
- ⑧ 常に言葉を大切にしたい指導を行い、心を育てる教育に努める。

## 10. おわりに

昨今のいじめ問題を見るたびに、学校教育に携わる者として残念でなりません。昔からいじめはあったと言われますが、現代と昔の大きな違いは、人の関わり方だろうと思います。被害者になった子供は、孤立し一人で悩んでいるケースがほとんどです。いじめめる相手がいる一方で、大切な仲間がいたり、心を開いて話のできる大人がいたりすれば解決できる問題も多いことでしょう。昔は、現在のように便利な道具がないので、どうしても人と話をしなければ、何事も進みませんでした。物の貸し借りも日常茶飯で、大人が近所の子供に声をかけても不審者に思われることもなく、何気ないやり取りが円滑な人間関係を構築していました。個に閉じこもってしまえば、豊かな人間関係をつくることはできません。

未熟な子供にとって、相手を慮るということはなかなか難しい心の作用です。ふざけていて楽しくなってしまうと、相手の気もちや都合に構わず、気儘に振舞ってしまうのもやむを得ません。しかし、濃密な人間関係があれば、どこかでそれに気が付き、「ごめんよ」と一言謝れたのだらうと思います。大人もそんな子供同士の間人間関係を知っていれば、親同士が連携して各家庭できちんと指導もできたことでしょう。学校も同様です。

いじめは、けっして許してはならない行為であり、双方の子供の将来に大きな禍根を残す原因ともなります。これを解決する手段はないのかも知れませんが、私たちが先祖から受け継いできた大切な言葉や教えを正しく子供たちに伝え、常に「卑怯な振る舞いは許さない」という態度で子供たちに接することで、現代の子供たちの心に響くものがあると思います。

いじめの防止は、学校だけでできるものではありません。家庭や地域の皆さんも「学校の問題」として捉えるのではなく、日本の未来を担う子供たちの重大な問題として、「日本人としての心を育てる」教育にご支援を賜りたいと思います。